

第6章 都市づくりの推進

県は、市町村との連携による都市づくりを推進するため、都市づくりに係る諸計画や各種事業間の総合調整を図ります。あわせて、今後は、「新しい公共⁹⁶」の考え方に基づいた公民協働による都市づくりを推進するため、市町村とともに広域的な視点から企業や住民の都市づくりへの参加を支援します。

また、このプランに基づき都市づくりが計画的、効率的に推進されるよう進行を図ります。

1 県と市町村の連携による都市づくりの推進

(1) かながわ都市マスタープランの推進

○県は、本プランを推進するため、庁内の推進体制の充実を図るとともに、関係機関との協議、計画の策定、事業の実施を行います。

(2) 市町村マスタープランの推進

○市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、主体的に個性豊かな都市づくりに取り組むため、市町村マスタープランを推進するとともに、まちづくり条例を制定するなどにより、総合的・計画的に都市づくりを進めます。

(3) 広域調整による都市整備の推進

○県および市町村は、都市づくりの主体として、本プランに定める事業を連携して推進していきます。また、県土の骨格の形成に係る国等の事業に対し、積極的に協力するとともに、働きかけを行います。

○県は、構想や計画の段階から市町村マスタープランの考え方を踏まえつつ、市町村と連携を図りながら地域レベルの都市づくりを進めます。

○県は、地域特性を生かした個性豊かな都市づくりを推進するため、地域に密着した都市づくりの推進体制として、土木事務所ごとに設置している「都市整備調整会議」を活用しながら、県と市町村、市町村間の連携・調整を図ります。

○県は、地域別の特性に応じた、都市圏域レベルの都市づくり方針を示した「地域別計画⁹⁷」に沿って、土地利用、都市施設等の整備、市街地整備等を計画的かつ総合的に推進します。

⁹⁶ 新しい公共 …行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手ととらえ、これら多様な民間主体と行政の協働によって、従来の公の領域に加え、公と私との中間的な領域にその活動を広げることできめ細かなサービスを提供するというあたらしい概念

⁹⁷ 地域別計画 …従来の地域別の都市整備方針に換えて「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」として策定(平成15年3月)。都市圏域レベルの都市づくり方針を示していることから、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や市町村マスタープランの指針となるもの。

2 公民連携による都市づくりの推進

(1) 「新しい公共」を基軸とした都市づくりの推進

- 従来の主として県および市町村が担ってきた都市づくりについて、今後は多様な民間主体も都市づくりの担い手としてとらえ、これら多様な民間主体と県および市町村との協働によって、従来の公の領域に加え、公と私との中間的な領域に活動を広げ、公民連携によるきめ細かな都市づくりを進めます。
- そのため、住民は、「エアーマネジメント⁹⁸」の概念の基に、良好なコミュニティを形成し、都市づくりの構想や計画の策定、都市の管理・運営に積極的に参加します。
- 企業は、地域で活動する市民として地域貢献への社会的責務を認識し、企業としての発意・活動を生かしながら都市づくりに積極的に参加します。

(2) 都市づくりへの参加支援

- 県および市町村は、都市づくりへの住民参加を支援するため、都市づくりに関する情報を県民に提供するとともに、都市づくりに参加する住民同士の情報交換の場づくりやそのネットワーク化を支援します。
- 県と市町村は、構想や計画の段階から住民参加を求めるなど、公民連携による協議型の都市づくりを推進して、地域に貢献するプロジェクトの誘導を図ります。
- また、土地所有者、NPO 等による都市計画提案制度⁹⁹など、都市づくりへの参加に有効な都市計画制度の普及・定着を図ります。さらに、住民ニーズの多様化に応じ、施設の管理運営などへの住民参加や、都市づくりに関する各種の専門家や都市づくりのNPO 育成などに取り組めます。

(3) 協議型都市づくりによる広域的な取組みの推進

- 県は、「広域的な取組み」等の円滑な推進を図るため、県民、NPO、企業、市町村などの参加による新たな推進体制を構築するなど、公民連携による多様な事業形態、管理形態の都市づくりを推進します。

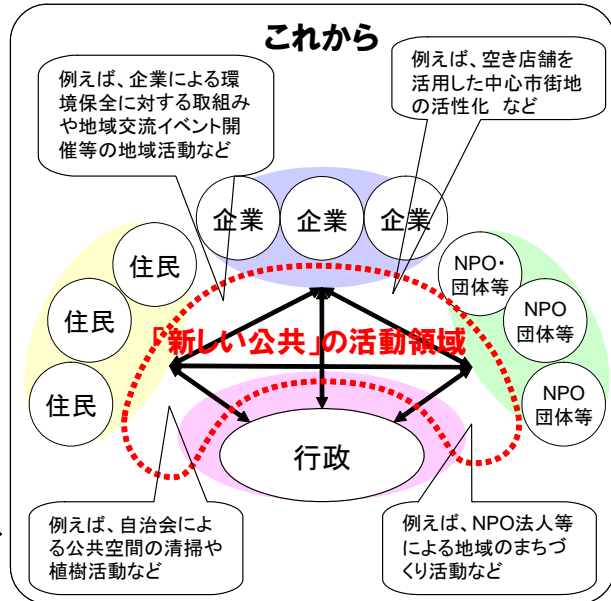
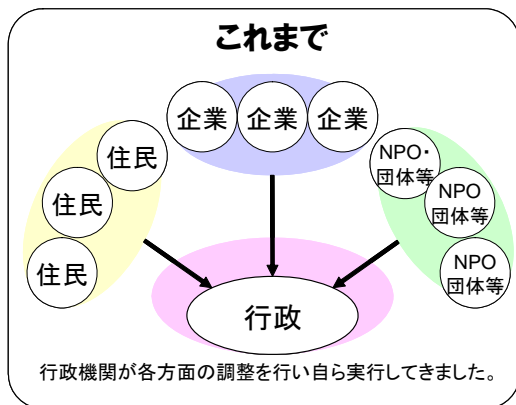
⁹⁸ エリスマネジメント …地域の既存の資源・インフラを活用し、地域の質や価値の向上に向けた継続的・日常的な活動を、常設の組織を設置して地域の人が自ら実践できる体制を構築し、一定の方針や計画に基づいて進めていく仕組み。

⁹⁹ 都市計画提案制度 …平成14年の都市計画法改正及び都市再生特別措置法制定で創設された、住民等の自主的なまちづくりの推進や、都市再生緊急整備地域内において、民間等による都市再生の推進を図るため、新たに土地所有者、まちづくりNPO等あるいは民間事業者等が、一定の条件を満たした場合、都市計画の提案をすることができる制度。



「新しい公共」を基軸とした都市づくりの意義

多様な担い手により、公と私との中間的な領域に活動を拡充した「新しい公共」の概念をもとに都市づくりを進めていくことは、社会貢献を通じた自己実現、地域への誇りや愛着の醸成、生活の質の向上、地域の活性化、行財政への負担軽減効果など多面的な意義があります。



「新しい公共」を基軸とした都市づくりの活動イメージ

- 従来の公の領域で行政が担ってきた活動を民間主体が主体的に担う活動
(例:自治会や企業が行う清掃活動等による公共空間の維持・管理)
- 行政も民間主体も担ってこなかった中間的な領域を新たに担う活動
(例:NPO法人等によるまちづくり活動など)
- 従来の私の領域で民間主体が担う活動を、民間主体間や行政等との協働により公共的価値を生む活動
(例:空き店舗を活用した中心市街地の活性化)

事例 横濱まちづくり倶楽部

横濱まちづくり倶楽部は、「古き横濱＝インナーシティ横浜」を再生するため、インターネットなどのIT技術を駆使して会員相互あるいは横浜に関わる様々な地元組織・企業・市民団体・行政相互のパートナーシップを築き、新しい発想・提案や取組みを生みだす組織として設立されました。

「横濱まちづくり倶楽部」は主に情報を交換し、会員相互の交流、そして発想を育てる場となっています。この横濱まちづくり倶楽部で議論された「まちづくりへの提案」は、参加している行政や関係機関あるいは企業や商店街などを通じて実現されていくことが期待されますが、既存の組織では実現できない事業提案については新しい事業体や会社を設立して事業化することが必要とされます。

そこで、こうした新規営利事業などを実務面でサポートする組織として「横濱まちづくり会社」の設立をめざしています。



まちづくり101の提案カード

資料:横濱まちづくり倶楽部ホームページより

3 計画のモニタリング

- 社会経済情勢の変化に的確に対応した都市づくりを推進するため、進捗状況を把握し、都市計画基礎調査等をもとに、本プランで定める都市づくりの基本方向に沿って都市整備が推進されているかどうかを検証しつつ、総合的、計画的に政策の展開を図ります。
- また、その検証結果や施策の展開状況については、県民にわかりやすい形で示すとともに、必要に応じてプランの見直しを行います。

(1) 都市情報等の整備

- 都市計画法第6条に基づいて概ね5年ごとに実施する都市計画基礎調査により、土地利用、都市施設の整備および市街地整備の状況を把握します。
- 都市情報システム(都市計画基礎調査等のデータが電算システム化され、都市整備に関する情報が随時検索できるシステム)の充実を図り、本プランの点検作業や都市行政の推進を図ります。

(2) 都市整備統計年報等の作成

- 県民に最新の都市情報を提供し、都市づくりの検証を行うため、「神奈川県都市整備統計年報」等を策定します。

(3) プランの見直し

- 社会経済情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、総合計画や部門別計画の見直し等と整合を図りながら本プランの見直しを行います。
- 地域における都市づくりの状況や県民の意見を踏まえながら、一定の手続きのもとに本プラン及び部門別計画の柔軟な見直しを行います。

かながわ都市マスタープラン

1986(昭和61)年12月 策定

1991(平成3)年 3月 改定

1997(平成9)年 3月 改定

2005(平成17)年 3月 改訂

2007(平成19)年10月 改定

編集・発行 神奈川県県土整備部都市計画課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話 045-210-1111(代表)

